

## 第2 個人情報の処理に関する原則

### 5 . 個人情報の処理の委託

使用者は、個人情報の処理を第三者に委託する場合には、個人情報の保護について十分な措置を講じている者を選定し、委託契約等において、委託目的の範囲内において処理すること等必要な制限を付し、その処理が適正に行われるよう配慮するものとする。

第2の5は、情報化の進展に伴い、企業等における情報処理業務がますます多様化、複雑化している中で、個人情報の処理業務そのものを外部に委託する場合が増加しているほか、例えば、通知の発出等個人情報の処理を伴う業務の外部委託が進んでいることから、個人情報の処理の委託に関しては、個人情報の第三者への提供の一形態ではあるが、特に、第2の4に重ねてその適正処理に留意すべきことを定めることとした。

個人情報の処理の委託に当たっては、委託先業者の選定基準を設けること等により、個人情報の保護を図る上で適切な業者を選択するよう努めるとともに、委託先に対して、委託先が個人情報の保護のために講ずべき措置内容を委託契約等において明確化しておくことが重要である。

個人情報の処理の委託に際して委託目的の範囲内における処理の義務づけに加えて付すべき「必要な制限」としては、委託先における個人情報処理担当者の守秘義務、再委託の禁止又は制限、委託処理期間等の明記、処理の終了後における速やかな個人情報の返却又は破棄、削除の義務づけ、複写又は複製の禁止、事故時等の報告義務等が考えられるが、個人情報の漏出等の事故が発生した場合における委託先との責任関係を明確化しておくことも重要である。

なお、特に個人情報の収集を第三者に委託する場合には、委託先が収集を委任されている範囲について、あたかも使用者が求めているかのようにこれを偽ったり、あるいは誤解を招くよう故意にあいまいに説明を行ったりすることにより、労働者から必要以上の個人情報の収集等を行うといった「不正又は誤解を生むような代理行為」が行われることがないよう、特に留意する必要がある。